

第4編 人事〔大雪消防組合消防長及び消防署長の
資格を定める条例施行規則〕

○大雪消防組合消防長及び消防署長
の資格を定める条例施行規則

〔平成26年12月24日〕
規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、大雪消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年大雪消防組合条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（消防署長の資格に係る教育訓練及び控除期間）

第2条 条例第3条第1号及び第2号に規定する管理者が定める教育訓練及び控除する期間は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

消防大学校教育訓練	控除する期間
幹部科	4月
上級幹部科	2月
警防科	4月
救助科	4月
救急科	4月
予防科	4月
危険物科	2月
火災調査科	4月